

第33期定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第33期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

株式会社クオルテック

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2021年5月11日の取締役会にて、内部統制システム構築に係る基本方針の決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、当社の取締役及び使用人が法令・定款・社内規程及び社会規範を遵守し、かつ高い倫理観を持った行動をとることを職務執行の基本とする。
 - (b) 内部監査室はコンプライアンスを全社横断的に統括し、取締役及び使用人の教育、啓蒙を図る。
 - (c) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、当社取締役及び監査役に報告するものとする。
 - (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役及び使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、「文書保管管理規程」に従い保存・管理を行うものとし、当社取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
 - (b) 「文書保管管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクの未然防止、極小化のために、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社及び関係会社のリスクを網羅、総括的に管理を行うものとする。
 - (b) リスク管理体制の有効性については、定期的にレビューを行うものとする。
 - (c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的を実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社及び関係会社の取締役及び使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - (b) 「職務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
 - (d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 子会社に想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該管理規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - ロ. 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - ハ. 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、子会社の取締役等及び使用人が法令・定款・社内規程及び社会規範を遵守し、かつ高い倫理観を持った行動をとることを職務執行の基本とする。
 - ロ. 当社の内部監査室は、定期的に子会社に対する内部監査を実施させ、その結果を当社取締役会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役が万全の監査を行うため、また監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、専属の補助使用人を設置する。なお、補助使用人の人数については、監査役会と取締役会で協議のうえ、決定する。
 - (b) 補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は常勤監査役が行う。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社及び関係会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 会社の信用を大きく低下させるもの、またはその恐れのあるもの
 - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
 - ハ. その他当社法令、定款、社内規程への違反で重大なもの
 - (b) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する使用人、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 当社は、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会若しくは監査役を介して、又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人等に報告することができる体制を整備する。
- 当社は、係る体制により当社の取締役又は使用人等が子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は当社取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、必要に応じて意見を述べることができる。
- (b) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (c) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (d) その他、監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の業務執行の適正性を監査する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを全取締役及び使用人へ周知徹底する。
- (b) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、基本方針、対応部門、対応措置、情報管理体制、外部専門機関との連携等を「反社会的勢力対応規程」において定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、内部監査室は独立した観点から内部監査を実施しており、法令・定款及び社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
					特 別 償 却 準 備 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	392,100	1,066,550	1,066,550	14,481	1,955	23,000	1,657,891	1,697,328	3,155,978
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△98,700	△98,700	△98,700
当 期 純 利 益							219,807	219,807	219,807
特別償却準備金 の 取 崩					△1,955		1,955	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,955	－	123,063	121,107	121,107
当 期 末 残 高	392,100	1,066,550	1,066,550	14,481	－	23,000	1,780,955	1,818,436	3,277,086

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,155,978
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△98,700
当 期 純 利 益	219,807
特別償却準備金 の 取 崩	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－
当 期 変 動 額 合 計	121,107
当 期 末 残 高	3,277,086

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

機械及び装置 2年～8年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）にわたって定額で償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見込額を引当計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 信頼性評価事業

信頼性評価事業においては、電子部品等に対する環境試験、電気試験、振動試験等からなる信頼性評価試験、良品・不良解析、試験素材切断と切断面の研磨加工、試験機製造販売等を行っております。

主に各種試験サービスの役務提供を履行義務として識別しており、原則として、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 微細加工事業

微細加工事業においては、ビルドアップ基板やフレキシブルプリント基板等に対する試作・量産レーザ加工や、新しい材料や最先端の材料への表面処理加工の条件出しから試作まで請け負っている表面処理技術を行っております。

主にレーザ加工に係る役務提供を履行義務として識別しており、原則として、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」（前事業年度は149千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,086千円
計	50,086千円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	17,500千円
計	17,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

5,304,343千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	700,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引額	580,000千円

損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

1,425千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,350,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年9月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	98,700	42.00	2024年6月30日	2024年9月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年9月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	86,950	37.00	2025年6月30日	2025年9月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金計画及び設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入及びリース）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に協業等を目的とした事業投資であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び変動金利を含む金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、販売管理規程又は与信管理規程などに従い、営業債権について、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署からの報告に基づき財務部門が資金繰り計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち43％が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「受取手形」、「電子記録債権」及び「長期未払金」については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期借入金 (※2)	17,500	17,500	—
(2) リース債務 (※2)	125,991	119,020	△6,970
負債計	143,491	136,520	△6,970

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「長期借入金」及び「リース債務」には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)
非上場株式	0

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,535,006	—	—	—
受取手形	3,554	—	—	—
電子記録債権	69,305	—	—	—
売掛金	728,473	—	—	—
合計	2,336,339	—	—	—

2. 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	120,000	—	—	—	—	—
長期借入金	17,500	—	—	—	—	—
リース債務	34,269	24,259	22,255	22,486	22,721	—
合計	171,769	24,259	22,255	22,486	22,721	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長 期 借 入 金	－	17,500	－	17,500
リ ー ス 債 務	－	119,020	－	119,020

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	21,998千円
未払事業税	7,797千円
未払事業所税	1,958千円
棚卸資産	1,438千円
賞与引当金	7,710千円
役員退職慰労金	5,696千円
退職給付引当金	55,282千円
貸倒引当金	2,821千円
減価償却費	17,445千円
減損損失	47,933千円
投資有価証券評価損	15,759千円
資産除去債務	37,155千円
その他	358千円

繰延税金資産小計 223,356千円

評価性引当額 △23,644千円

繰延税金資産合計 199,712千円

繰延税金負債

資産除去債務 △26,774千円

繰延税金負債合計 △26,774千円

繰延税金資産の純額 172,938千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,334千円、法人税等調整額が3,334千円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、微細加工事業における生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、信頼性評価事業における分析・試験設備（「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

1年内	68,872千円
1年超	16,531千円
合計	85,403千円

関連当事者との取引に関する注記

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	信頼性評価事業	微細加工事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,553,606	413,667	3,967,274	57,919	4,025,193
外部顧客への売上高	3,553,606	413,667	3,967,274	57,919	4,025,193

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バイオ、ゼロ・イノベーション等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	761,635
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	801,333

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,394円50銭

1 株当たり当期純利益 93円54銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。